

## ① 空き家及び空き地対策について

適切な管理が行われていない空き家については、地域の治安や景観の悪化に直結し、防災や衛生面の観点から問題となるため、平成27年に「空き家等の推進に関する特別措置法」（以下「空き家特措法」という。）が施行されております。総務省の調査によると空き家は昨年で846万戸になり過去最高を更新し、全国で空き家が増え続けていると発表されています。また、空き地については昨年「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（以下「所有者不明土地特措法」という。）が成立し、公共目的に限って使用できるようになり利用促進が期待される場所です。そこで次の点について質問致します。

- (1) 本町における空き家特措法で定める空き家の総数と特定空き家の数はどのようになっているか。
- (2) これまでに空き家に関する地域住民の苦情はどのようなものがあったのか。
- (3) 全国では人口減少等により空き家が増え続けているが、本町の先行きの見通しはどのように考えているのか。
- (4) 空き家特措法によると市町村は国の基本方針に則した「空き家等対策の策定」及び「協議会の設置」が定められているが、本町では現在これらについては実施されていないようである。空き家対策を急ぐ必要があると考えるがどう対応するのか。
- (5) 現在、移住・定住の促進による地域活性化などを目的に多くの自治体で「空き家バンク」を設けているが、本町で取り組む考えはないのか。
- (6) 空き家対策として空き家化を事前に防ぐような取り組みが重要であると考えますが、空き家化の予防に関する施策はどのように考えているか。
- (7) 現在、所有者不明土地で困っている公共事業はあるのか。また、実際の公共事業で所有者不明の土地を使用する場合、所有者不明土地特措法ではどのような手続きになるのか。

## ② 児童虐待防止対策について

昨年からの相次ぐ児童虐待死亡事件を受けて、政府はこれまで虐待が疑われるケースについての緊急点検や子ども家庭総合支援拠点の設置を指示してきました。また、児童虐待防止対策を強化するため、親などによる体罰禁止や児童相談所の体制強化などを定めた児童虐待防止法の改正が行われました。そこで次の点について質問致します。

- (1) 長崎県は児童相談所における平成30年度の虐待対応等の状況を今年8月に公表している。それによると (1) 平成30年度の虐待相談件数 (前年度から142.5%増加し、898件) (2) 虐待の経路別相談対応件数 (3) 虐待の内容別相談件数 (4) 主たる虐待者 (5) 虐待児童の年齢区分 (6) 措置内容別 (施設入所・里親委託・その他) 対応件数 (7) 一時保護状況などが公表されている。本町の状況はどのようになっているか。
- (2) 本町の児童虐待防止に関する体制はどのようになっているか。また今後の体制の強化や見直しの計画はないのか。
- (3) 政府が実施した「虐待が疑われるケースについての緊急点検」において本町の点検結果はどのようになっているか。
- (4) 児童相談所や警察などの他機関との連携はどのように行っているか。
- (5) 県主導で行っている虐待を受けた児童の措置については施設への入所、里親委託、指導、更には特別養子縁組など多岐に亘るが、町はこれらの措置についてどのように関わっているか。